



木質梁専用吊クランプ

BLC 200

取扱説明書

- この取扱説明書は、クランプの基本的なご使用方法および扱い方について説明しております。ご使用前によくお読み頂き、安全作業のため使用上の注意を守って正しくお使い下さい。

SUPER TOOL

スーパークランプのご使用について

このたびはスーパークランプをお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。木質梁専用クランプは木質梁の吊り上げ・移動・施工用として開発された省力吊具です。

正しいご使用のお願い

作業の安全と能率を高めるため、本書の取り扱い要領を充分にご理解頂いた上で、安全にご使用下さいますようお願い致します。

最高の能率と経済性

細かい点にまで配慮されたスーパークランプの持つ高度な機能と合理性および用途の広さは最高の能率と経済性を発揮します。

安全性には格別の配慮

特に安全面については、最大容量の3倍(または2倍)の荷重による引張試験など、十分な安全性を求めるとともに製品個々に検査番号を付記するなど、格別な配慮を致しております。

安全上のご注意

玉掛け用クランプをご使用になる前に、必ずお読みください。

玉掛け用クランプ（以下、クランプという）の使い方を誤ると、吊り荷の落下などの危険な状態になります。

ご使用前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくお使い下さい。

クランプを購入され使用される事業主はもとより、作業される方に『クレーン等安全規則』『玉掛け用クランプの作業マニュアル』『貴社の作業基準』などを教育し、作業される方が、クランプの知識・安全の情報・そして注意事項の全てについて習熟されたことを確認の上、作業に従事させて下さい。

この取扱説明書に使用する注意事項を下記『危険』『注意』の2つに区分しています。



危険

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起これて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。



注意

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起これて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物損的損害が想定される場合。

なお、**△注意**に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容が記載されていますので、必ず守って下さい。

●記号の説明



● **△** 記号は、危険・注意を促す内容がある事を告げるものです。図の中に具体的な注意内容が記載されています。



禁止

● 記号は、禁止の行為であることを告げるものです。



指示

● 記号は、行為を強制したり、指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容が記載されています。




(右図の場合は2点吊り)









2点吊り

※ お読みになった後は、お使いになる方がいつでもご覧になれるところに必ず保管して下さい。







1. 取り扱い全般について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none">●取扱説明書、および注意タグまたは注意銘板の内容を熟知しない人は使用しないで下さい。●法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け作業をしないで下さい。(クレーン等安全規則第221条・第222条)●吊り上げ運搬中や反転作業中には、吊り荷の落下、転倒範囲内に立ち入らないで下さい。(クレーン等安全規則第28条・第29条)●玉掛け作業以外には、使用しないで下さい。	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●作業開始前の点検や定期点検を必ず実施して下さい。(クレーン等安全規則第217条・第220条)	 指示



2. 作業前の確認について





 危 険	
<ul style="list-style-type: none">●作業方法に適合しないクランプは、使用しないで下さい。●クランプの変形、亀裂、作動不良、摩耗など異常のあるものは使用しないで下さい。●吊り荷の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。 (ぜい性材、高硬度材、および低硬度材や強度の著しく低い材料、つかみ部の勾配が抜け勝手に8°を超える部材)	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●クランプ本体に表示された型式、最大容量、クランプ範囲、定期点検済表示を確認して下さい。●吊り荷の荷重が、使用するクランプの最大容量の許容範囲内であること。●吊り荷の板厚が、使用するクランプのクランプ範囲内であること。	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none">●環境の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。 (吊り荷の温度が150℃以上の高温、および-20℃以下の低温、酸・アルカリ等の溶液中、および雰囲気中)	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●クランプに使用するスリングは、玉掛け作業に適合したものを使用して下さい。	 指示

3. 使用方法と玉掛け作業について






 危 険	
<ul style="list-style-type: none">●1点吊りで、クランプを使用しないで下さい。(専用品・特注品を除く)●クランプで、次のような吊り方は使用しないで下さい。(重ね吊り、当て物吊り、段吊り、共吊り、および横つかみ吊り)●クランプで、鋼矢板の引き抜き、およびそれらの立吊り作業をしないで下さい。●強風時、危険が予想される場合は、クランプを使用しないで下さい。●油圧ショベルでは、クランプを使用しないで下さい。 (玉掛け作業に適したフック等を装備した場合は、「労働安全衛生規則第164条」および「労働基準局通達基発542号」によること。)	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●クランプの取り付けは、2個以上のクランプでバランスを保つ位置に取り付け、吊り荷の安定を図るようにして下さい。	 2点吊り
<ul style="list-style-type: none">●クランプの吊り角度、および掛け幅角度は、型式にあった規定の角度以内であること。●クランプの開口部の奥まで、吊り荷を差し込んで下さい。●ロック装置付きのクランプを使用する場合は、必ずロックを掛けて使用して下さい。	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none">●吊り荷のつかみ部に、油、塗料、スケール、サビ等の付着物がある場合は、使用しないで下さい。●クランプを投下したり、引きずったりしないで下さい。	 禁止

4. クレーンの操作について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none">●クランプの最大容量を超える吊り荷は、絶対に吊らないで下さい。●吊り荷やクランプに、衝撃荷重が働くようなクレーン操作はしないで下さい。●クランプで吊った荷に、人は乗らないで下さい。また、人の乗る用途には、絶対に使用しないで下さい。●クランプで、地球吊りをしないで下さい。●吊り荷を吊り上げ中に、クランプのロックを開放しないで下さい。●吊り荷から取り外したクランプを、再度吊り荷に引っ掛けたり、隣接の部材に当てたりしないで下さい。	 禁止

<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンで巻き上げる時、吊り環に荷重が掛かった時点で、一旦停止して、安全確認(差し込み深さ、ロック状態)をして下さい。 ●着地前に一旦停止して、次の事項を確認して下さい。(吊り荷の傾き、転倒、および着地場所とその周辺の安全確保) 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷を引きするようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊り荷を吊ったまま、クレーン(巻き上げ機等)の運転位置から離れないで下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンの巻き上げ・巻き下げは、静かに丁寧に行って下さい。 	 指示

5. 保守点検・保管・改造について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプ、および付属品の改造は、絶対にしないで下さい。 ●クランプ、および付属品に溶接、加熱などをしないで下さい。 ●当社純正部品以外は、絶対に使用しないで下さい。 ●修理が必要なクランプは、別の場所に保管し、誤って使用されないようにして下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行って下さい。 ●保守点検で異常があった時は、そのまま使用せず、ただちに補修、または廃棄して下さい。 ●クランプの可動部、カム、パッド等にかみ込んだ塗料・汚泥等を除去して下さい。 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理をする時は、必ず空荷(吊り荷がない)の状態で行って下さい。 ●保守点検、修理をする時は、点検作業中の表示(『点検中』など)を必ず行って下さい。 ●クランプの回転部分(ピン回り)・ガイド溝等、摺動部に必ず注油して下さい。 ●クランプは必ず室内に保管して下さい。 	 指示

【ご 注 意】 分解・組み立てに伴う検査項目・点検基準は、取扱販売店、または当社営業所までご用命下さい。

木質梁専用吊クランプ

BLC200

■ 用 途

木造住宅の梁の吊り上げ・移動・施工等に安全で使いやすい最適な吊クランプです。
(木質梁専用)

■ 特 長

軽量で、操作性が良く丈夫で安全なダブルカムタイプです。

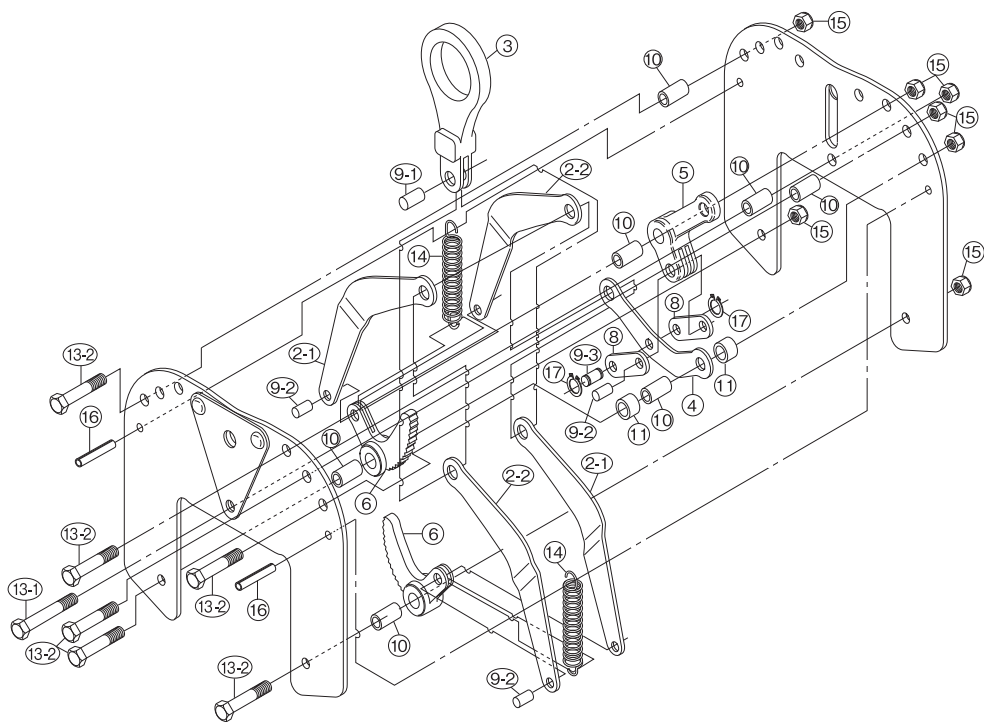
1. 吊り荷(梁)の重量に比例して締め付け力が増加し強固にクランプします。
2. 本体その他主要部品は最適な熱処理が施されていますので、耐久性は抜群です。
3. 解放ロック時、カムは開口部に出ないため梁の着脱がスムーズで、且つワンタッチで簡単に出来ます。
4. 梁から取り外しは、遠隔操作が出来るため作業効率があがります。

●必ず2台1組でご使用下さい。

■ 仕 様

最大容量	クランプ範囲(掴み巾)	質 量
200kg(1台)	梁の呼び105~120	3.7kg(1台)

■ 部品名称

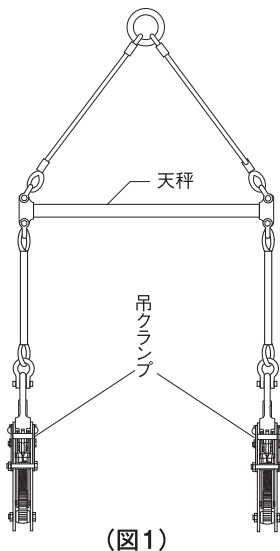


※本体は、リベットでかかしてありますので、図のように分解はできません。

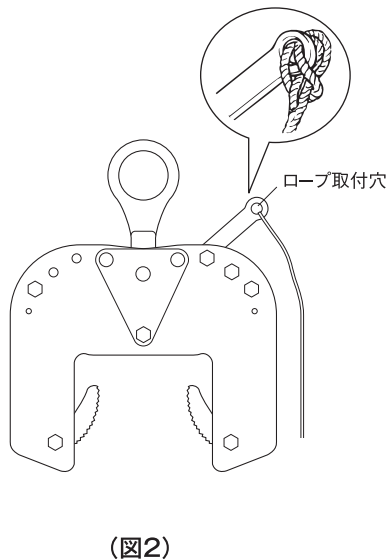
番号	部品名称	部品記号	数量	番号	部品名称	部品記号	数量
2-1	L形リンクA	BLCL200	2	9-3	溝付きピン	BLCE200	1
2-2	L形リンクB		2	17	E形止め輪		2
3	シャックル	BLCH200	1	10	カラー	BLCC200	7
4	アーム	BLCA200	1	11	ローラ	BLCR200	2
5	レバー	BLCD200	1	13-1	六角ボルト 長	BLCJ200	1
6	カム	BLCT200	2	13-2	六角ボルト 短	BLCK200	6
8	トグルリンク	BLCB200	2	14	ばね	BLCS200	2
9-1	平行ピン大	BLCF200	1	15	U-ナット	BLCN200	7
9-2	平行ピン小	BLCG200	3	16	スプリングピン	BLCP200	2

■取り扱いについて

- 1) 本品は必ず2台1組にて天秤に取り付けてご使用下さい。(図1)
- 2) 遠隔操作で解放する時は、付属の遠隔操作ロープをそれぞれのクランプのレバーの穴(ロープ取付穴)に下図のように取り付けて下さい。(図2)



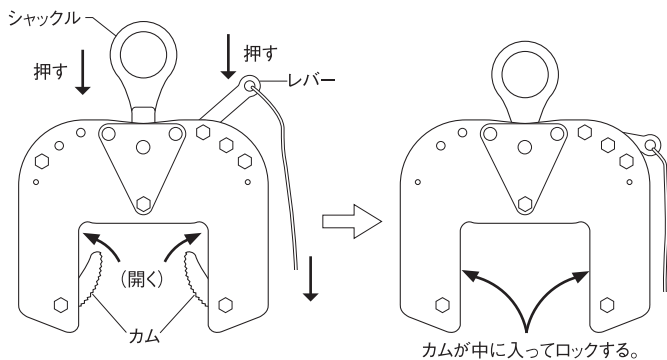
(図1)



(図2)

1. 操作方法

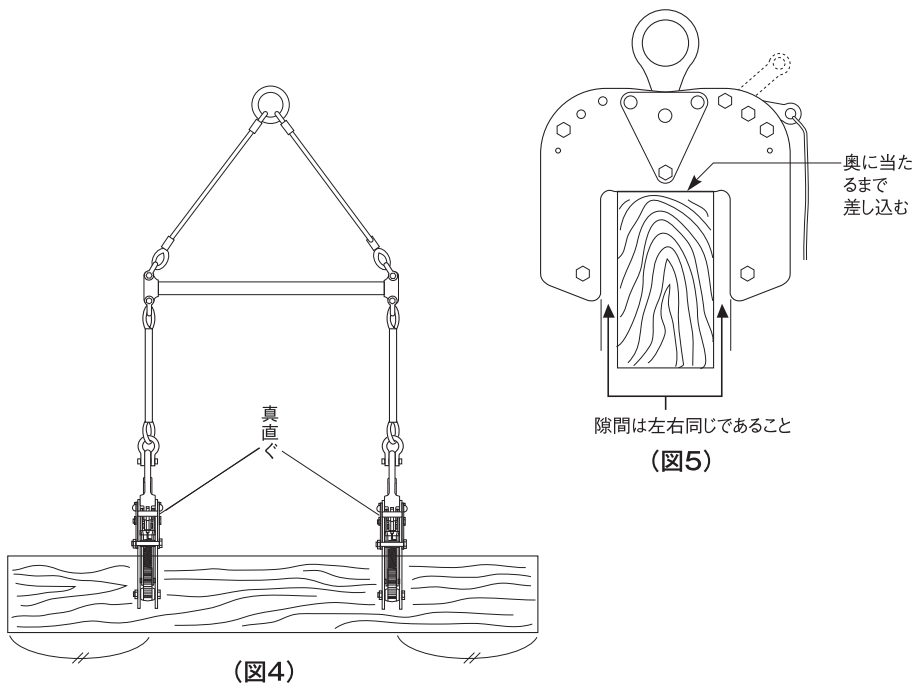
- ①レバーまたはシャックルを下に一杯押し下げて、カムを開口部から本体内部に後退させて下さい。自動的にロックします。(図3)



カムが中に入ってロックする。

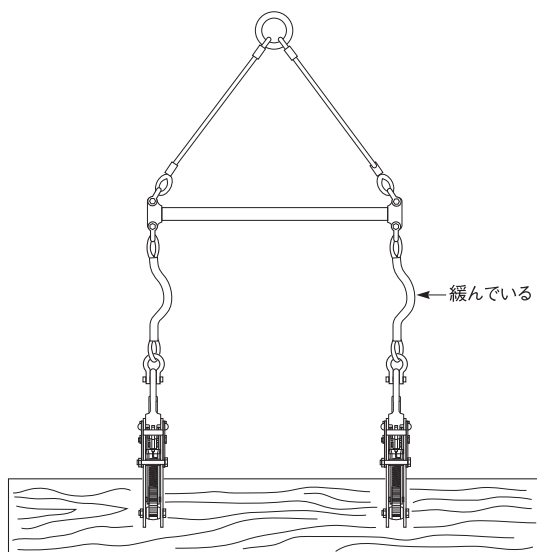
(図3)

- ② 梁が水平に吊れるよう、梁の左右の出しろが均等になるようクランプを上から装着して下さい。(図4)
- ③ この時、梁が本体開口部の奥に当たるまで差し込んで取り付けて下さい。(図5)

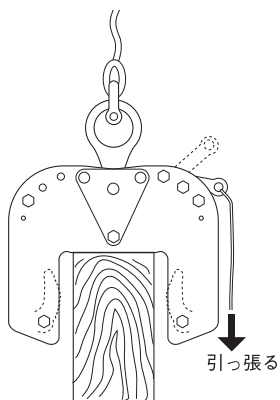


- ④ レバーを引き上げて左右のカムで梁をクランプして下さい。
- ⑤ クレーンを巻き上げて少し梁を吊り上げて梁が水平になっているか（重心が出ているか）、また、クランプが正常に取り付いているかを確認して下さい。重心が出ていなければ一旦クレーンを下ろしてクランプの取り付けをやり直して下さい。正常に取り付いていればそのまま吊り上げて下さい。
- ⑥ 梁を所定の場所に降ろして設置して下さい。

- ⑦クランプを取り付けたスリングが十分に緩んでいる事を確認してから(図6)①の手順でカムを開放して下さい。



(図6)

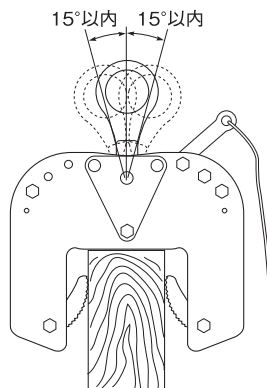
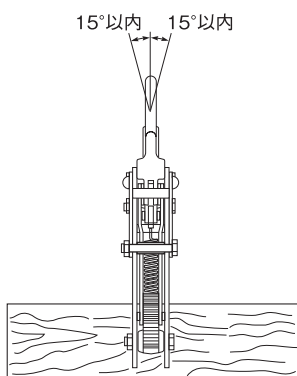


(図7)

- ⑧ 遠隔操作でカムを開放する時は、遠隔操作用のロープをレバーが止まるまで下向に引っ張り、カムを開放ロックして下さい。この場合、梁は仮止め等で固定してからカムを開放ロックして下さい。(図7)
- ⑨ クランプのカムが開放している(本体内部に入っている)ことを確認した上で直接手で持って取り外すか、クレーンを巻き上げて梁から外して下さい。

■ 注意事項

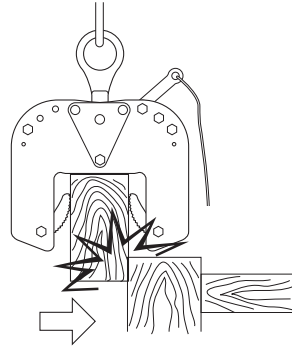
1. 必ず天秤と2台の木質梁吊クランプを、セットにご使用下さい。
2. 木質(木材)専用吊具です。鋼材やコンクリート製品など他の材質の物には使用出来ません。
3. 立吊り専用です。横吊りや反転作業は出来ません。但し、引き起こし作業に付いてのみ次の点に注意して行うことは可能です。
 - 1) 作業中は、クランプが梁から外れても危険のないよう十分に配慮して下さい。
 - 2) クランプはレバーを下側にして取り付けして下さい。
 - 3) 引き起こしから一気に吊り上げ作業に移らないで、一旦引き起こした状態でクランプを正しく取り付け直して下さい。
 - 4) その後、立吊り同様の作業を行って下さい。
4. 最大容量以内で使用して下さい。
 - 1) 本品の最大容量は1台200kgです。これ以上の重量の梁は吊らないで下さい。
 - 2) クランプ2台(最大容量200kg×2台=400kg)と天秤とのセットの時は、天秤の最大容量との小さい方を基準にして下さい。
5. クランプ範囲(掴み巾)内で使用して下さい。クランプ範囲は、梁の呼び寸法105~120です。この範囲外の梁には使用出来ません。
6. クランプの吊り上げ角度は下図の範囲内として下さい。



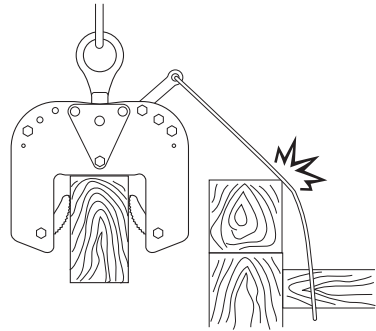
7.作業中は物に当てないで下さい。

- 1) クランプや梁を物に当てたり、急激な移動、停止等で衝撃を与えないで下さい。一瞬スリングが緩んだり大きな負荷が掛かったりして梁の落下の原因となります。

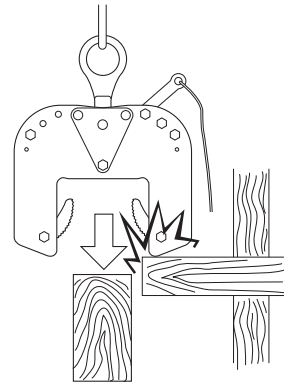
梁の揺れや振れなどで梁自身がカムにより削り取られて、落下しないよう特に注意して下さい。



- 2) レバーや開放用ロープを引っ掛けたりするとカムを開放しようとする方向に力が働くために危険です。



- 3) 吊り下ろし中は、クランプが物に当たったり、物の上に乗ったりするとスリングが緩んでカムの締め付け力が無くなり、落下事故の原因となります。



8.危険区域には立入らないで下さい。

吊り上げ中は万一、クランプが外れて梁が落下しても危険のないよう十分に配慮し落下範囲内に入らないで下さい。

9.その他、クランプを投げたり、落としたり、また、雨ざらしにしたりしないで下さい。

10.吊クランプの管理（保守・点検）を点検基準書等により確実に行って下さい。

■ 分解・組み立て手順

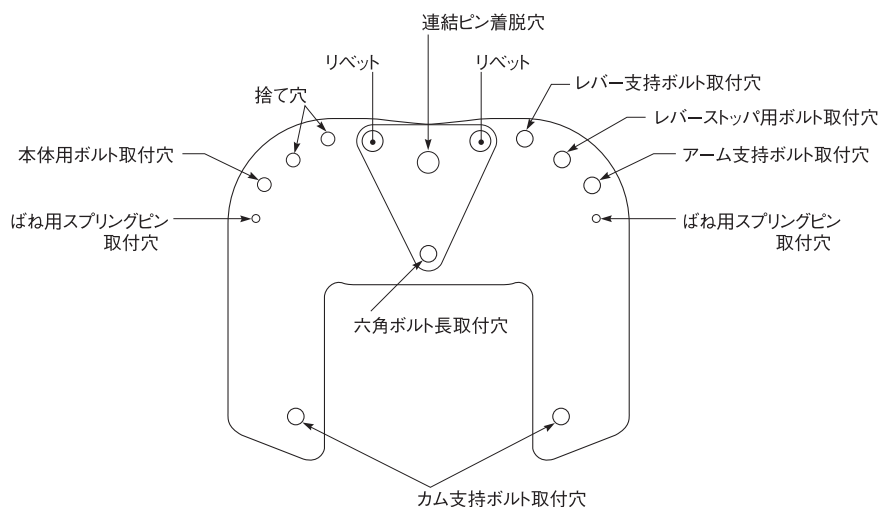
● 必要な道具類

作業台、レンチ(13mm)2丁、片手ハンマ、ピンポンチ(8mm)ドライバーなど

■ 分 解

組み立て時の図を参照して下さい。

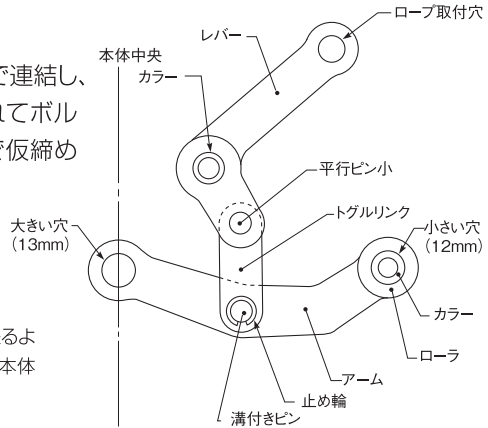
1. 本体中央のボルト(長)、ナット及びカラーを取り外す。
2. レバーを上げて(クランプ状態で)左右のカム支持ボルト、ナットを外し、カムを引き出して連結ピン、ばねを外す。
3. ばね取り付け用スプリングピンを抜き取る。(ばねを取り出す)
4. レバー、レバーストッパー用及びアーム支持ボルトを抜き取る。
5. シャックルを引き上げて本体中央上部の穴(ピン着脱穴)から連結ピン(平行ピン大)を抜き取って残りの部品すべて(リベットでかした物は除く)を取り出す。
6. アームとトルグルリンクを連結しているピンを止め輪を外して分解する。(完了)



■組み立て

1. トグルリンク(2枚)をアームに挟み付けるようにして、溝付きピンと止め輪(2個)で取り付ける。(図8)

2. レバーとトグルリンクを平行ピンで連結し、レバーのボルト穴にカラーを入れてボルト(短)で本体に取り付け、ナットで仮締めをする。(図8)



(図8)

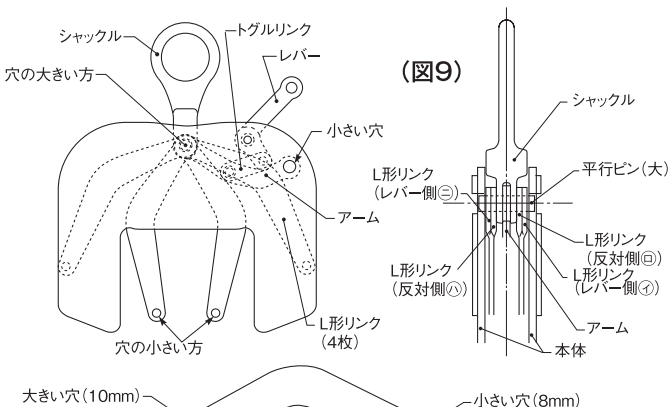
● アームの穴の大きい方が本体の中央に来るように、また、レバーの端(ロープ取付穴)が本体の横端の方になるように組込む。

3. アームの端(穴の小さい方)を本体の外に引き出してローラ(2個)を、アームの両側にカラーを挿入して取り付け本体内部に押し込む。(図8)

4. 本体上部の穴(ピン着脱穴)が作業台から外れるようにして本体を横置きにする。

5. 平行ピン大の取り付け(図9・10)

1) ピンを手に持って、着脱穴の下から先端を少しのぞかせて、レバー側のL形リンク①1枚を穴の大きい方を本体開口部から差し込んで、ピンをこれに通す。(出すぎないように)



(図9)

大きい穴(10mm) 小さい穴(8mm)

(図10)

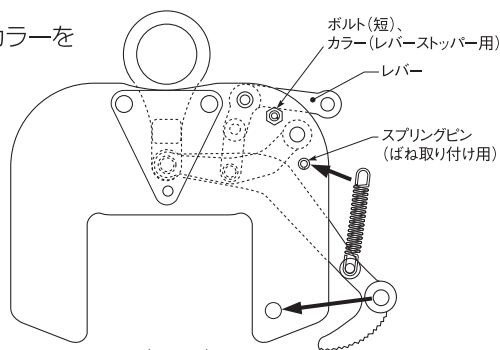
- 2) 反対側のL形リンク㊸1枚を同様に取り付ける。
- 3) シャックルを本体上部から入れてピンを通す。(アーム取付溝に出ないように)
- 4) アームをシャックルに挿入し同様にピンを通す。
- 5) 反対側の残りのL形リンク㊹をシャックルと本体の間に入れてピンを通す。
- 6) 最後に残りのレバー側L形リンク㊺を取り付けて、ピンを中央まで押し込んでシャックルを押し下げて、ピンが本体から抜け落ちないようにする。

注) 平行ピン大は、部品を1つずつ装着する毎に、その厚み分の長さだけ送り込んで行くこと。(この間ピンが落ちないように、片手で保持しておくこと。)

6. アーム(カラー、ローラ)をボルト(短)、ナットで仮締めをする。

7. レバーストッパー用ボルト(短)に、カラーを取り付けてナットで仮締めをする。
(これで平行ピン大は抜けなくなる)
(図11)

8. 左右のばね取り付け用スプリングピンを、本体内中の中央までスリットを下に向けて打ち込む。(図11)



(図11)

9. レバーを下げた状態(カムが開く状態)で

1) 片側のL形リンク(2枚)を本体の外(横)に引き出して、カムとばね(切り口が内側になるように)を平行ピン小を介してL形リンクで挟むようにして取り付ける。
(図11)

2) ばねを引っ張って、片方の端を途中まで打ち込んだスプリングピンに引っ掛けて、スプリングピンを最後まで打ち込む。(図11)

10. レバーを上げてカムにカラーを取り付けてボルト短とナットで仮締めをする。

11. 反対側のカムも9、10同様に取り付ける。

12. ボルト(長)、カラー、ナットを取り付けて本締めをする。

13. 他のボルトナットの本締めをして、作動状態等を確認する。(完了)

■ クランプの管理及び点検

I クランプの管理方法

クランプは苛酷な使用条件でも能率的な安全作業を行うために、日常の管理が大切です。そのためには次の事項を守って下さい。

- (1)クランプの使用基準を明示し管理して下さい。
- (2)保管場所は屋内とし屋外に放置しないで下さい。
- (3)次の点検をし、完全な状態で保身に注意して下さい。
 - (イ)作動状態
 - (ロ)カムの歯先の摩耗や欠損及び目詰まり。
 - (ハ)本体の歪み、特に開口部の開き。
- (4)使用中又は点検時に発見した危険なクランプは故障修理箇所等を明記の上、良品と区別し、早急に整備して下さい。
- (5)メーカーの点検は必ず受けるようにして下さい。
- (6)毎週1回は「点検基準書」を参照の上、点検、整備を実施して下さい。また、摺動部には定期的に注油をして下さい。(ただし、カムの歯部の油分は除去して下さい。)

II 定期点検

定期点検整備基準に基づき定期的に検査を実施して下さい。クランプはご使用頂く業種、使用条件などそれぞれ多様にわたっておりますので、機能や寿命が大きく異なります。従って使用者によって効果的な取扱基準、点検基準を作成し、自主的に実施して頂くことをお勧めします。そのためには、スーパークランプの点検基準を参考に、是非徹底した管理保身に より安全確保を期されますようお願い致します。

なお、修理部品は簡単に交換できるような構造になっておりますので確実に実施して下さい。また部品は常備する事をお勧め致します。

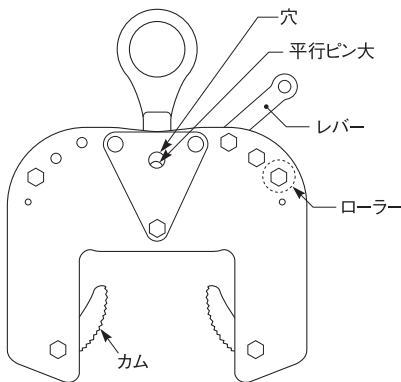
基準作成にあたり次の事項にご留意下さるようお願い致します。

- (1)取扱基準
 - (イ)使用基準(吊り荷の形状、作業方法による)の作成。
 - (ロ)取扱使用上の注意事項の徹底。
 - (ハ)管理、保管上の注意。
 - (二)現場チェックの義務づけ。
- (2)定期点検基準
 - (イ)定期点検実施日の確率
 - (ロ)点検整備方法の確立
 - a)点検実施の時期
 - b)点検責任者
 - c)点検実施場所
 - d)点検、検査の用具
 - e)使用限界の確立
 - f)補修の場合の処置と方法の明示

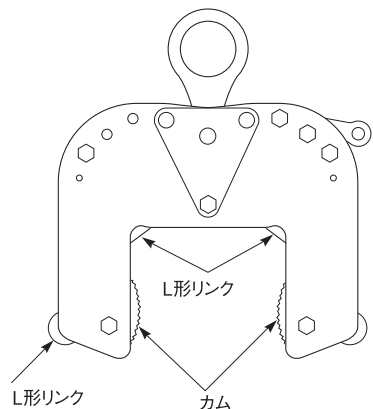
■ 日常点検

作業の安全と能率低下を防ぐためにも日常の点検と手入れを実施して下さい。

1. 本体やシャックル各部にきずおよび割れ等の損傷がないか。
2. ボルト・ナットやピン類の取り付け状態はよいか。
3. 各部の作動および注油の状態はよいか。
4. 摩耗や欠損の有無、および歯の目詰まりがないか。
5. 作動状態
 - 1) 各部は正常に動くか。
 - 2) レバーは開閉共に定位置で止まるか。
 - 3) シャックルを上一杯引き上げた時(クランプ状態)、本体の穴から平行ピン大が脱落するおそれはないか。(図12)
 - 4) 開放した時カムの歯部が本体開口部に出ているか。(図13)
 - 5) L形リンクが図の箇所にはみ出していないか。(図13)
 - 6) ローラーはスムーズに回転するか。
 - 7) ばねの反発力は十分にあるか。

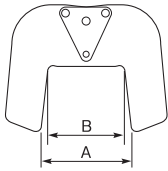
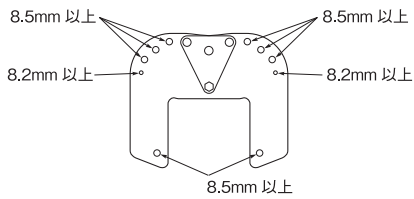
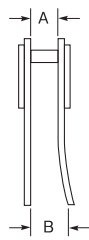
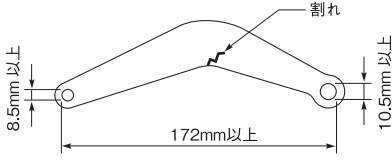


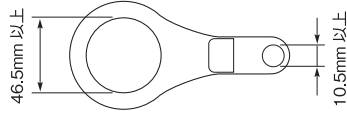
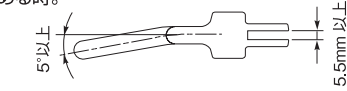
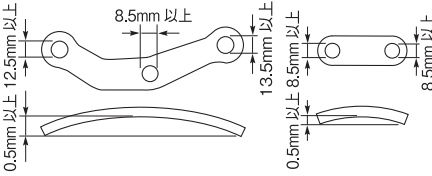
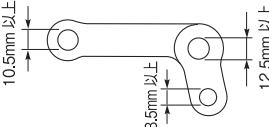
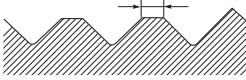
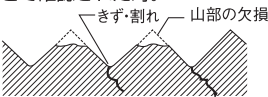
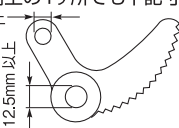
(図12)

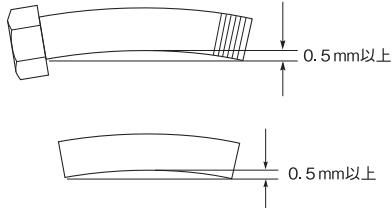
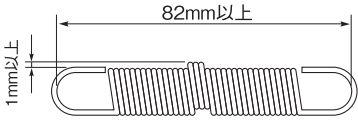


(図13)

■点検基準

項目	点検方法	使用限界	処置
本体	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。 (目視またはカラーチェック) ●開口部が開いていないか。 (測定具) ●ボルト穴の摩耗や変形がないか。 (測定具) ●その他各部に変形やガタがないか。 (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視などで確認された時。 ●AとBとの差が奥行き100mmに対して5mm以上ある時。(5%)  <ul style="list-style-type: none"> ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。  <ul style="list-style-type: none"> ●AとBとの差が2mm以上ある時。 	廃却
L形リンク	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。 (目視またはカラーチェック) ●ピン穴の摩耗や変形がないか。 (測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視などで確認された時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。 ●穴の間隔が1枚でも下記寸法以上になった時。 または、1組(4枚)の各穴の間隔のばらつきが0.5mm以上ある時。 	取替

項目	点検方法	使用限界	処置
シャックル	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。 (目視またはカラーチェック) ●吊環部内径・ピン穴の摩耗や変形がないか。 (測定具) ●曲りがないか。 (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視などで確認された時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。  ●クランプ本体の中心線に対して5°以上の永久歪がある時。  	取替
アーム・トグルリンク	<ul style="list-style-type: none"> ●湾曲や変形がないか。 (目視または測定具) ●ピン穴の摩耗や変形がないか。 (測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。  	取替
レバー	<ul style="list-style-type: none"> ●きず・割れがないか。 (目視またはカラーチェック) ●ロープ取付穴やピン穴の摩耗や変形がないか。 (測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目視等で確認された時。 ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。  	取替
カム	<ul style="list-style-type: none"> ●先端部の摩耗程度はどうか。 (目視または測定具) ●歯山の欠損や歯底にきず・割れがないか。 (目視またはカラーチェック) ●ボルト穴およびピン穴の摩耗がないか。 (測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●摩耗幅が0.5mm以上ある時。  ●目視などで確認された時。  ●穴径が円周上の1ヶ所でも下記寸法以上になった時。  	取替

項目	点検方法	使用限界	処置																			
ボルト・ピン類	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部の摩耗がないか。 (測定具) ●きず・割れがないか。 (目視またはカラーチェック) ●湾曲や変形がないか。 (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部直径が円周上の1ヶ所でも下記表中の寸法以下になった時。 <table border="1" data-bbox="479 231 871 327" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: right;">(mm)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">ボルト</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平行ピン</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">溝付きピン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長</td> <td style="text-align: center;">短</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">小</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.5</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> <td style="text-align: center;">9.5</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> <td style="text-align: center;">7.5</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●目視などで確認された時。 ●0.5mm以上の湾曲や変形がある時。 			(mm)			ボルト		平行ピン		溝付きピン	長	短	大	小	7.5	7.5	9.5	7.5	7.5	取替
		(mm)																				
ボルト		平行ピン		溝付きピン																		
長	短	大	小																			
7.5	7.5	9.5	7.5	7.5																		
ばね	<ul style="list-style-type: none"> ●変形や伸びがないか。 (目視または測定具) 	<ul style="list-style-type: none"> ●変形その他により正常な反発力がなくなった時。 ●1mm以上の変形や全長が下記寸法以上になった時。 	取替																			

木質梁専用吊クランプ(BLC200)定期自主点検記録

品番: _____ 最大容量: _____ 製造番号: _____ 使用開始日: 年 月 日

点検要領は前頁の点検基準を参考に行ってください。

点検年月日	点検部品名称									総合判定(○×)	点検者印
	本体	カム	シャックル	L型リンク	トグルリンク	アーム	レバー	ボルト・ピン類	ばね		
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											
年 月 日											

記号	点検内容
レ	点検して異常なし
T	締付整備をして異常なし
L	注油をして異常なし
C	清掃をして異常なし
○	部品を交換して異常なし
×	使用限界を超えている

- 点検の頻度は各事業所で独自に日時を決めて定期的に行ってください。
- 上記表中の各部品の点検の結果、左表の該当する点検内容の記号を書込んで下さい。
- 点検の結果、各部品に1つでも×の項目があった場合、総合判定は×として下さい。その場合、クランプの使用は出来ません。(×の項目を修理してから再度点検を行い総合判定で○となった後、使用を再開して下さい)

株式会社 **スパーツール**
<https://www.supertool.co.jp/>



- 本社・工場 〒599-8243 大阪府堺市中区見野山158番地 TEL.072-236-5521(代) FAX.072-236-5785
- 大阪支店 〒599-8243 大阪府堺市中区見野山158番地 TEL.072-236-5526(代) FAX.072-236-3817
- 東京支店 〒142-0041 東京都品川区戸越3丁目4-18 TEL.03-5750-2341(代) FAX.03-5750-2347
ゴールドステージビル4F
- 名古屋支店 〒460-0026 名古屋市中区伊勢山1丁目2-4 TEL.052-323-0701(代) FAX.052-323-0720
- 札幌 〒003-0029 札幌市白石区平和通3丁目北4-20 TEL.011-864-3581 FAX.011-864-3590
- 仙台 〒984-0831 仙台市若林区沖野2丁目8-5 TEL.022-294-1922 FAX.022-285-1513
- 新潟 〒950-0855 新潟市東区江南2丁目6-2 TEL.025-287-5353 FAX.025-287-6003
- 北 関 東 〒337-0004 さいたま市見沼区卸町2丁目6-9 TEL.048-682-5000 FAX.048-682-5059
- 広島 〒733-0012 広島市西区中広町2-14-27 TEL.082-293-5570 FAX.082-293-5531
- 福岡 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南3-10-23 TEL.092-431-1897 FAX.092-431-1909